

## 秋田市公告

令和6年3月12日付けで認可地縁団体である四ツ小屋中野町内会から地方自治法（昭和22年法律第67条）第260条の46第1項の規定に基づき、所有する不動産について所有権の移転登記に係る公告の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

令和6年3月18日

秋田市長 穂 積 志

### 1 認可地縁団体

#### (1) 名称

四ツ小屋中野町内会

#### (2) 区域

秋田市四ツ小屋字中野、四ツ小屋字東泉寺、四ツ小屋字与左エ門川原364番地3、御野場一丁目3番9号および3番11号

#### (3) 主たる事務所

秋田市四ツ小屋字中野7番地の3

### 2 申請不動産に関する事項

#### (1) 土地

種類	面積	所在地
田	1,004m <sup>2</sup>	秋田市四ツ小屋字与左エ門川原162番1
田	991m <sup>2</sup>	秋田市四ツ小屋字上川原19番

#### (2) 表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称および住所

##### ア 氏名

別紙（省略）のとおり

##### イ 住所

別紙（省略）のとおり

### 3 申請事項に関し異議を述べることができる者

申請不動産の表題部所有者、所有権の登記名義人もしくはその相続人  
又は申請不動産の所有権を有することを疎明する者

4 異議を述べることができる期間

令和6年3月18日から同年6月18日まで

5 異議を述べる方法

地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29条）第22条の3第2項の  
規定による申出書および関係書類を秋田市市民生活部生活総務課に提出  
することによる。